

宅建協会と空き家対策に関する協定を締結しました

空き家の適正な管理や活用を促進することを目的とした協定を、11月19日(火)に福岡県宅地建物取引業協会(宅建協会)と締結しました。

この協定に基づき、空き家を所有または管理している人が空き家全般に関する相談を無料でできる「空家総合相談窓口」を宅建協会内に開設しました。

▽空き家を売りたい、貸したい
▽空き家をリフォームしたい、解体したい

▽空き家の管理をどのようにすればいいか分からない

▽空き家を活用したいが、相続の問題がある

このような悩みでお困りの人はご相談ください。

●相談窓口 宅建協会筑紫支部

☎(923)8948

●受付時間 月～金曜日の10～12時、13～16時(水曜日、祝日を除く)

●対象 市内にある空き家を所有または管理している人



協定書を持つ藤田市長(左)と宅建協会筑紫支部の青山支部長(右)

●相談方法 電話による相談(必要に応じて来所による相談もできます)
●費用 相談は無料(通話料は相談者負担)です。ただし、相談から発生する実務を伴う個別の依頼については別途費用が発生します。
●問い合わせ先 建築課 空家対策・建築計画担当

マイナンバーカード 臨時・延長窓口を開設します

仕事などで開庁時間内に来庁できず、マイナンバーカードの発行手続きができない人のために、毎月第1日曜日の臨時窓口と、毎月第2・第4木曜日の延長窓口を開設します。

●臨時窓口 毎月第1日曜日、9時～12時
※1月のみ第2日曜日(1月12日)

●延長窓口 毎月第2・第4木曜日(1月は9日、23日)、17時～19時
●取扱業務 マイナンバー(通知)カードの交付、更新、再発行などのマイナンバーカードに関する手続き
※臨時・延長窓口では住民票などの証明書の交付、転入などの異動の手続きは行っていません。
●問い合わせ先 市民課



太宰府市・筑紫野市 合同消防出初式

輝かしい新春を迎え、防火・防炎の思いを新たにするとともに、火災や災害のない一年であることを願い、消防出初式を開催します。両市消防団・消防署による消防演習や各種表彰式などが行われます。当日は、ぜひご来場ください。

●日時 1月12日(日)、9時開式

●場所 太宰府西中学校(太宰府市向佐野391)

●問い合わせ先 危機管理課